

## よくある質問と回答

Q 少量危険物の移動タンクを新たに置く場合、届出は必要ですか。

A 松浦市火災予防条例第78条の規定に基づき必要となります。

Q タンクの水張検査等は必ず行わなければいけないのですか。

A 松浦市火災予防条例第79条の水張検査等は任意ですが、条例基準に適合したタンクであることが必要です。

Q 少量危険物や指定可燃物に対する消火器の設置の根拠は条例ですか。

A 消防法施行令第10条及び消防法施行規則第6条が根拠になります。

Q 少量危険物である屋外タンクや移動タンクに消火器は必要ないのでしょうか。

A 本市においては、上記のものについて、消防法施行令第10条に規定する「別表第一に掲げる建築物その他の工作物」に該当しないこととしているため、設置については、あくまでも「指導」となります。

Q 指定数量以上の危険物施設に必要となる空地と少量危険物施設に必要な空地の重複は可能ですか。

A 許可施設と少量危険物施設の空地の重複に係る通知等は特にありませんが、施設に必要な空地の大なる方を確保するようにしてください。

Q ためますほどの程度の大きさが必要ですか。

A 概ね縦、横及び深さを30cm以上とします。

Q 少量危険物の移動タンクに燃料を積載した状態で常置することは可能でしょうか。

A 火災予防上安全な場所（移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所を言います。）であれば可能ですが、屋外に常置する場合は、危険物の盗難等にも留意する必要があると思います。

Q 屋上に架台を設置し、その上部（又は下部）に少量危険物である発電機を設置する場合、その下部（又は上部）に対する規制はありますか。

A 特に規制はありませんが、火災予防上支障のないように運用してください。

なお、排気筒付近は発電機の作動時高温になる可能性があり、他都市においては付近の可燃物が延焼媒体となった火災も発生しておりますので、運用には十分注意をお願いします。

Q 指定可燃物は少量危険物同様品名ごとに合算するのですか。

A 指定可燃物は松浦市火災予防条例第58条と同様の規定がないため、数量に満たない品名は合算しません。

Q 大型トラックの燃料タンクは、軽油で200リットルあるものもありますが少量危険物の規制はかけなくていいのですか。

A 規制は不要です。自動車の燃料タンクの安全基準については「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」第15条の規定で安全性が確保されており、また自動車の設備の一部と解されるため危険物の貯蔵や取扱いにはあたらないとされています。（参考：昭和49年7月30日 消防予第102号）